

新規就農者育成方針

令和4年5月20日 鹿児島県農政部作成

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）（以下、「実施要綱」という。）別記1第7の1の規定による新規就農者育成方針について、以下のとおり定める。

1 新規就農者の確保に向けた課題と対応，目標

農業就業人口の減少に対応していくためには、若い人に農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択してもらい、地域農業の担い手となることが期待される意欲ある新規就農者を確保・育成する必要がある。

このため、鹿児島県新規就農相談所等での県内外における就農・就業相談、農業高等学校及び農業大学校での教育・研修、農業法人と就業希望者とのマッチングなど、就農・就業促進に向けた取組を一体的に推進する。

また、青年等就農計画制度の普及を図りながら、円滑な認定農業者への移行が図られるよう、現地就農トレーナー等とも連携して青年農業者に対する経営・技術・生活面の支援をきめ細かく実施する。

<目標>

担い手の確保数：令和7年度 10,000経営体

（担い手とは、認定農業者，認定新規就農者，集落営農等）

2 新規就農者に対するサポート内容

（1）就農意欲喚起

ア 就農相談対応，就農相談会の開催

- ・ 就農相談窓口（県，（公社）農業・農村振興協会等）での就農相談対応
- ・ 県内外での就農相談会の開催

イ 就農体験ツアー・インターンシップの実施

- ・ 農業法人等を訪問する日帰りバスツアーやインターンシップ等の実施

ウ ホームページ，パンフレット等での情報提供

- ・ 県や（公社）農業・農村振興協会での就農支援施策情報のホームページやパンフレットでの紹介

（2）就農前の支援

ア 研修の実施

- ・ 県立農業大学校における体系的な研修

イ 就農に向けたサポート

- ・ 就農相談所（県本庁，（公社）農業・農村振興協会，農業会議，東京・大阪事務所），就農相談センター（県出先機関）等の設置
- ・ （公社）農業・農村振興協会への就農アドバイザーの配置

- ウ 農地，施設・機械導入，営農資金の相談対応
 - ・ 就農を希望する市町村農業委員会での農地の取得・借入に係る相談対応
 - ・ 機械・施設の導入など営農資金に係る青年等就農資金等の各種融資制度の紹介
 - ・ 機械・施設等の導入に係る国の補助事業を活用した支援
- エ 生活に関わる支援
 - ・ 国の事業を活用した研修生に対する研修手当の支援
- (3) 就農後の定着・経営発展に向けた支援
 - ア 就農後の生産技術・経営力向上のための指導，研修
 - ・ 県出先機関での新規就農者に対する技術情報の提供や指導の実施
 - イ 地元農家との交流促進
 - ・ 地域で新規就農者を対象とした交流会を開催するなど情報交換の場の提供
 - ・ 指導農業士による新規就農者への指導・助言

3 本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる別表1の2に基づく都道府県加算ポイントの設定

都道府県加算ポイント（以下「県ポイント」という。）の範囲内で，事業実施主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者（以下「助成希望者」という。）に対して加算する。

- (1) 全ての交付対象者候補に対するサポート体制が確実に敷かれることから，県ポイントの3分の1を均等に加算する（小数点以下切り捨て）。
- (2) 本事業は，新規就農者の経営発展を目的とするものであり，新規就農者に経営者マインドを早期に身につけてもらうことが重要である。
このため，県ポイントの3分の2を新規就農者育成総合対策実施要綱別記1の別表1の1共通ポイントで設定される項目のうち，以下のアからウに取り組む助成希望者に対して，該当する項目毎に均等に加算する。
 - ア 研修のうち，販売・流通・マーケティングの知識，帳簿や財務諸表の作成，労務管理等の農業経営に関する研修を受けている。
 - イ 経営管理の合理化のうち，青色申告を実施する。
 - ウ データを活用した農業を実践する。
- (3) 3の(1)(2)の結果，ポイントに余剰がある場合は合計ポイント数の高い助成希望者から順に1点ずつ加算する。
なお，同ポイントの場合は県負担金額の低い事業，県負担金額も同額である場合は総事業費の高い事業を優先する。